

平成 21 年 12 月

太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成 21 年 12 月 9 日

福岡県太宰府市議会

1 議事日程

[平成21年太宰府市議会第4回(12月)定例会 環境厚生常任委員会]

平成21年12月9日

午前10時開会

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第94号 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について
日程第2 議案第95号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について
日程第3 議案第98号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について
日程第4 議案第99号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第5 議案第100号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第6 議案第105号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について
日程第7 議案第106号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について
日程第8 議案第107号 平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第2号)について
日程第9 議案第108号 平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
日程第10 議案第109号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について
日程第11 請願第6号 2010年度年金の確保に関する請願
日程第12 請願第7号 後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願
日程第13 請願第8号 有床診療所の存続と活用を国に求める請願
日程第14 請願第9号 夫婦別姓に関し慎重な対応を求める請願
日程第15 意見書第4号 エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書

2 出席委員は次のとおりである(6名)

委員長	中林宗樹	議員	副委員長	安部陽	議員
委員	不老光幸	議員	委員	安部啓治	議員
〃	藤井雅之	議員	〃	原田久美子	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(11名)

市民生活部長	松田幸夫	健康福祉部長	松永栄人
市民課長	木村和美	環境課長	篠原司
人権政策課長	蜷川二三雄	福祉課長	宮原仁

高齢者支援課長	古 野 洋 敏	国保年金課長	坂 口 進
子育て支援課長	原 田 治 親	保健センター所長	和 田 敏 信
上下水道課長	松 本 芳 生		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	松 島 健 二
議 事 課 長	田 中 利 雄
書 記	浅 井 武

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） 皆さん、おはようございます。

本日1名の傍聴許可をしておりますので、ご報告申し上げます。

傍聴される皆様には、委員会中は、お手元の「傍聴の際の注意事項」をお守り下さい。

また、議案内容によっては、討論、採決時に一時退席願うことがありますので、ご理解の上ご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまの出席委員数は6名です。

定足数に達していますので、環境厚生常任委員会を開会します。

今回、当委員会に付託されております案件は、指定管理者の指定2件、補正予算8件、請願 4件、意見書 1件です。

その他、1件の陳情書が当委員会に送付されています。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第2まで一括審査

○委員長（中林宗樹委員） お諮りします。

日程第1、議案第94号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び日程第2、議案第95号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 異議なしと認め、日程第1及び日程第2を一括議題とします。

なお、説明後の質疑につきましては、議案ごとに行いますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第94号及び議案第95号について、順に執行部の補足説明をお願いいたします。

人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三男） 議案書の38ページでございます。議案第94号太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定につきましては、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき公募によらない候補者として財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を引き続き平成22年度から2年間にわたり指定管理者の候補者に選定しましたのでご提案しているところでございます。

その理由といたしましては、太宰府市文化スポーツ振興財団がこれまで行ってきました管理運営面において十分な実績を有していること、及び女性センタールミナスにおいて男女協働参画事業を初め資格取得事業、就職支援事業、交流ネットワーク事業、趣味教養事業、レクリエーション事業など多種多様な事業を展開し、ルミナスは女性の福祉に関する活動拠点としてふさわしい役割を果たしているものでございます。

このような各種の事業を円滑に運営していくにはこれまで培ってこられた経営のノウハウや実績を有している財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定することが効果的と考えております。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 次、議案第95号、高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 39ページですけど、太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

指定管理者となる団体は、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会でございます。指定の期間につきましては、平成22年4月1日から平成24年3月31日まででございます。理由といたしましては、これまでも社会福祉協議会はセンターでの管理運営の実績があります。また、センターの管理運営につきまして誠実に履行されていることから引き続き指定管理者に指定するものでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

それでは、まず、議案第94号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」質疑を行います。質疑はありませんか。

原田久美子委員。

○委員（原田久美子委員） 38ページ、議案第94号太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について、ちょっと質問をさせていただきます。

この女性センタールミナスの指定管理者の指定については賛成いたしたいと思っておりますけれども、今までの太宰府市文化スポーツ振興財団の管理運営の実績をもとにしてということと理由づけされましたけれども、その運営についてなんですけれども、体育センターの受付業務も女性センタールミナスのパートさんが9時から17時まで兼務されていると思っておりますけれども、その分を体育センター指定管理者株式会社エルベックのほうにどういうふうにするのか、雇用条件というものをもう一度見直してほしいということを、私のほうから提案させていただきます。

これまで培ってこられたノウハウを本当に私は認めていきたいと思っておりますので、そのところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（中林宗樹委員） 今の体育センターの受付業務についてお答えをお願いします。

人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三男） 受付業務につきましては、確かに体育センターの部分も一緒にですね、受付スペースの関係もあり、また、市民にとりましても非常に有効だということと申しておりますが、今委員さんから出ましたご意見等については十分考慮をしまひたいと思ひます。

○委員長（中林宗樹委員） 今のに関連しまして私のほうからお尋ねしたいのですが、受付の業務をルミナスのほうで兼務しているということですが、これについて体育センターの指定管理者のほ

うからは何らかの報酬はいただいておりますか。これはただサービスとしてやっているのですか。

○委員長（中林宗樹委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三男） 体育センターの受付については、体育館の指定管理者のほうに含まれておりませんので、そういったやりとりはないと把握しております。

○委員長（中林宗樹委員） 確認ですが、そうしたら体育センターの指定管理者の契約条項には体育センター使用についての受付業務は入っていないということですか。それはルミナスのほうの契約事項に体育センターの受付業務は入っているということですか。

そこら辺の契約は。

人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三男） 詳細について、再度確認してご報告させていただきたいと思います。

○委員長（中林宗樹委員） はい。そこら辺は体育センターの指定管理者の責任もありますので、きちんとルミナスと体育センターと指定管理者が別々ですので、はっきりさせていただきたいと思います。また後で資料提出をお願いします。

ほかにありませんか。

副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 参考までにお聞きしますが、太宰府市文化スポーツ振興財団と社会福祉協議会、現在職員は何人いるかわかれば。

すぐにわからなければ後でもいいですから。

○委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 社会福祉協議会の正式な人数は把握しておりませんので、十数人というのはわかりますけれども、具体的に調べて後でご報告申し上げます。

○委員長（中林宗樹委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三男） ルミナスの関係でございますが、常勤職員は4名、臨時職員が5名でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 議案第94号の関係で、前回は指定管理者に選定するときに武藤議員からも質問が出ていましたが、女性センタールミナス周辺で、少年とかがたむろしていて、夕方の時間帯に利用者の方がちょっと恐怖に感じられているところがあるから対応策をとってほしいということを議会でも質問されていたと思うのですが、その対応策をどのようにとられたのかということをお聞かせください。

○委員長（中林宗樹委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三男） 財団の職員が、8時半から夜の10時までは職員がおります。その時間帯につきましては、いわゆる利用者に迷惑がかからないような配慮というのは業務の中でしていただいております。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにありませんか。

では、これで議案第94号についての質疑を終わります。

次に、議案第95号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」質疑を行います。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 老人福祉センターは、入浴が目玉と言ったらいけないと思いますけれども、結構人気があるのですけれども、サンケア太宰府、高雄方面の福祉バスが廃止になりまして、まほろば号の高雄線に変わったわけですが、影響があるのかどうか、入浴利用者の増減についてお伺いしたいのですが。

○委員長（中林宗樹委員） 高齢者援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 一般的な利用者については、今のところ増減はございません。例年どおりの利用者がある状況でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員。

○委員（原田久美子委員） 今安部啓治委員も言われたように、入浴の件なんですけれども、今本当に行ってみたら、老朽化して、施設自体が奥のほうにあって、機能を発揮しているのかなというのが一つと、運営費の中で施設の改善というのはどういうふうに行われているのかお伺いします。

○委員長（中林宗樹委員） 高齢者援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 施設の改善につきましては、現在のところ修繕費等で考えております。年数も経っていますので、本格的に改善する場合は数億という費用が必要になる状況になってきます。現在のところ経営会議の中では、修繕程度で維持管理をしていくという方向が出ていますので、そういう形の中で予算を計上している状況でございます。

○委員長（中林宗樹委員） これで議案第95号の質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

まず、議案第94号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。採決を行います。

議案第94号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」を可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第94号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」は、可決すべきものと決定いたしました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） 次に、議案第95号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。採決を行います。

議案第95号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第95号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」は、可決すべきものと決定いたしました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時16分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第98号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第3、議案第98号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分を、議題とします。

ここで、お諮りします。

これから歳入歳出補正予算の審査になりますが、審査の都合上、まず事項別明細の歳出から審査を行います。

歳出の補足説明におきまして、歳入等の補正が関連する部分を同時に説明した方がわかりやすい項目については、それらについても説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、歳入等に関連する部分を、同時に説明した方がわかりやすい項目については、歳出の中で説明をお願いいたします。

それから執行部におかれましては、今回の補正において、入札減・不用額・執行残等による減額分がありましたら、説明を簡略に行なってください。

それでは、補正予算書18、19ページをお開きください。

3款民生費、1項についてですが、1目社会福祉総務費の19節社会福祉協議会関係費から、4目障害者自立支援費までを、順に執行部から補足説明をお願いします。

○委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の社会福祉協議会関係費の19節負担金、補助金及び交付金についてご説明を申し上げます。

社会福祉協議会運営補助金162万6,000円の増額補正となります。この内容につきましては、社会福祉協議会常務理事、事務局長の報酬の変更に伴う運営補助金を増額するものでございます。この予算につきましては、当初予算編成時の補助金では報酬額が市の推薦の人員配置が不明確であったために社会福祉協議会役員の報酬等の規程によります報酬額で計上いたしておりました。4月になりまして現常務理事、事務局長が決定配置されまして市の再任用職員給与に基づく給与額を支給することから雇用保険を含めましてその差額分162万6,000円を補助金として増額補正するものでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 次、国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 3款1項1目社会福祉総務費、特別会計関係費の補正でございますが、法改正に伴い、10月から出産育児一時金が4万円引き上げられたことにより、当初予算に不足を生じますことから一般会計の法定繰出金72万円を国民健康保険事業特別会計へ繰り出すために追加補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 2目、高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 2目老人福祉費、高齢化社会対策費183万4,000円の補正でございます。需用費、消耗品費47万3,000円。備品購入費、施設一般備品119万8,000円。この内容は地域包括支援センターの2階に机、椅子がございません。今2階は有効利用をするためにケアマネージャー会議、民生委員の中学校部会の会議、介護予防事業の実施、それから高齢者パソコン教室等を実施しているところでございます。それに伴う椅子、備品等を購入する部分でございます。

次に償還金、利子及び割引料、これは低所得者特別対策事業費県補助金の精算返還金が16万3,000円でございます。

次が特別会計関係費、特別会計のほうが増額になっていきますので一般会計から繰出金といたしまして介護保険事業特別会計繰出金952万円でございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） バリアフリー推進費、15節工事請負費でございます。営繕工事62万円の補正内容についてご説明申し上げます。

現在、政庁跡、蔵司の前のトイレの改修工事がなされておまして、そのトイレにオストメイト対応トイレの設置を行うための補正をお願いするものでございます。

なお、この事業につきましては、県補助金がございますので、歳入の13ページの2目民生費県補助金1節の障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業補助金として補助上限額50万円をあわせて補正をするものでございます。

次に、23節償還金、利子及び割引料でございます。この6万2,000円につきましては、平成20年度の福岡県障害者自立支援臨時特例交付金特別対策事業補助金、これはオストメイト対応トイ

レの交付額でございますけれども、その交付額が決定されたことに伴いまして県費補助金を精算しその差額分を返還するものでございます。

ちなみに対象トイレにつきましては、平成20年度に工事いたしました水城跡第2広場トイレ分でございます。

次に、介護・訓練等給付費関係費20節の扶助費7,500万円の増額補正の内容をご説明申し上げます。

平成21年4月から障害者福祉サービス報酬額、施設に入所されている方や居宅介護、それから生活介護を受けてある方、それから就労支援など福祉サービスを提供する事業所に支払う額でございますが、その改定が全体の平均、大体5.1%プラスになったことによりますことと、また平成20年度から福祉サービスを利用する方が増したということでの増額補正でございます。なお、この事業につきましては、国庫負担金の2分の1の補助がございます。歳入の11ページの社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金として3,750万円、また県負担金として4分の1の補助がございますので、歳入の13ページの8節社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金として1,875万円もあわせて補正をお願いするものでございます。

次に、23節償還金、利子および割引料、障害者自立支援給付費等国庫負担金精算返還金288万2,000円、及び県費負担金精算返還金72万5,000円は平成20年度の国庫負担金及び県費負担金の交付額が決定されたことに伴います差額分を返還するものでございます。

次に、自立支援医療費支給関係費20節扶助費、自立支援医療費（更生医療）給付費545万円の増額補正の内容についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、生活保護者でございますして、人工透析の障害者の適用者が増、要するに人工透析が途中から適用になるという適用者の増と他市のほうからの転入に伴う補正でございます。先ほど言いましたように2件とも要保護者でございますして、生活保護法によります他法優先という原理がございますして、身体障害者等の法がございましたら、そちらのほうを先に給付を受けるという給付優先の原理がございます。それに伴い不足額が生じたのでその分を補正するものでございます。

なお、この事業につきましても国庫負担金2分の1の補助がございますので、歳入の11ページの社会福祉費負担金、自立支援給付（更生医療）費負担金として272万5,000円、また県負担金として4分の1の補助がございますので、13ページの8節社会福祉費負担金の自立支援医療給付（更生医療）費負担金として136万2,000円もあわせて補正をお願いするものでございます。

次に23節償還金、利子及び割引料でございます。こちらにおきましても、自立支援医療給付（更生医療）費国庫負担金精算返還金32万4,000円及び県費負担金精算返還金120万3,000円、この分は平成20年度の国庫負担金及び県費負担金の交付が決定されたことに伴いまして返還するものでございます。

次に、地域生活支援事業関係費、13節委託料でございます。この地域生活支援事業の中で屋外で移動が困難な障害者に外出のための介護、付き添いを行う障害者の移動を支援する事業でござ

います。先ほど介護訓練給付で申しあげましたように平成21年4月から障害者福祉サービスの報酬額の改定によるものと平成20年度にやはり利用者が増したことによる増額補正でございます。この事業につきましても国庫補助金2分の1の補助がございますので歳入の11ページ1節社会福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金として287万9,000円、また県補助金として4分の1の補助がございますので13ページの1節社会福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金として143万9,000円もあわせて補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 以上で説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 障害者対策費の19ページのバリアフリー推進費ですが、今まで車いす用のトイレはなくて、今度はそれを改修されるということですか。増設というか。もう一遍確認したいのですが。

○委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） これは、トイレを設置されますと、大体今のトイレを新設される場合は、身体障害者用として手すりとか、それ専用で、ある程度つくられる場合がございます。そのほかに、オストメイトと言いまして、これは大腸とか腸とかを取り除かれた方が蓄尿蓄便、要するに尿をためる袋とか便をためる袋とか、そういうものがあります。それを洗う場所がないということで、オストメイト方式によります洗浄台と水とか湯が出るような、シャワーとかいろんな器具があるのですが、それを設置するというところでございます。これは平成18年の自立支援法の中で、緊急の分で県のほうから補助が出るようになりましたので、それにあわせて付けていっているという状況でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） そうすると観世音寺の前とかも障害者用のトイレがあったと思うのですが、そういうところにはすでに設置されているのですか。今後普及していく政策を考えられているのですか。

○委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 観世音寺前のトイレにつきましては、平成19年度に設置をいたしております。先ほど言いましたように平成20年度は水城跡の駐車場にトイレができましたのでそれを今回精算をされているという部分と今回は太宰府政庁跡の蔵司の前のトイレを改修中でございます。それができてから、それを設置しようということで計画しております。ただれは、補助が3年前ぐらいから出てきましたので、それからずっと設置をしています。観世音寺の前のトイレが最初でございまして今3つ目という形になっておろうかと思っております。

ただ、補助が3年で平成23年度までになっておりますので、その期間中は、もしトイレが今後計画されるということであれば、それにあわせて設置をしていきたいと考えております。

○委員長（中林宗樹委員） 副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 地域生活支援事業で、移動支援ですね。太宰府市で盲導犬を使っている人は、まだおられないのですか。おられますか。

○委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 地域支援というのは、移動されるときに業者のほうに手伝いをさせていただき、そしてその業者にお金を支払うというふうな形になりますので、盲導犬についてはまた別の部分だろうというふうに解釈いたしますけれども、ちょっとそこをまだ理解していないのですけれども、盲導犬は今のところ太宰府市では、ちょっと記憶にないといえますか、業者はおられないと思います。

○委員長（中林宗樹委員） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑は終わります。

次に、20、21ページの2項、2目児童措置費、3目保育所費の補足説明を求めます。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 21ページをお願いいたします。2項2目児童措置費、児童手当について説明させていただきます。

被用者、いわゆる厚生年金サラリーマンの方なのですが、小学校卒業前特例給付ですが、当初のべ4万5,825人という数字で積算をしておりました。その数字的なもので対象児童がのべ約2,400人の増が見込まれますことから、1,125万円の増を計上させていただいております。次に、非被用者これは国民年金者になりますが、小学校終了前特例給付につきまして当初1万3,741人を計上しておりました。しかし、こちらのほうについては、のべ450人ほどの減が見込まれましたので、478万5,000円の減額を計上させていただいております。これにつきましては、歳入が関連をいたします。11ページをお願いいたします。中ほどですが、14款1項1目6節並びに7節の民生費国庫負担金の追加補正でございます。歳出予算の増並びに減に伴いますそれぞれの民生費国庫負担金について追加補正をさせていただくものでございます。

あわせて、13ページをお願いいたします。15款1項1目4節並びに5節の民生費県費負担金ですが、これも国庫負担金と同様に歳出予算の増並びに減に伴いますそれぞれの県費負担金について追加補正をさせていただいております。

戻りまして21ページをお願いいたします。3目保育所費、市立保育所管理運営費でございますが、南保育所の入所児童を当初60人で委託料を計上しておりました。しかし入所児童の増加によりまして、11月15日現在で70名の入所を得ております。とくに低年齢児の増加により委託料を1,765万5,000円追加の補正をさせていただくものです。同じく下の私立保育所関係費でございますが、待機児童数の増に対応するために定数の弾力化により入所児童を定員を上回って入所させております。並びに保育単価の改正もあわせて4,288万8,000円の追加補正をさせていただきます。歳入が関連いたします。11ページ。12款2項2目2節児童福祉費負担金の追加補正でございますが、入所児童の増に伴う五条保育所、南保育所、あと認可の私立保育所の保育料の増を増

額補正をさせていただいております。同じく11ページの14款1項1目2節国庫負担金の児童福祉費負担金、保育所運営費負担金として10分の5を、続きまして13ページ、15款1項1目1節県費負担金、児童福祉費負担金、保育所運営費負担金の10分の2.5をあわせて追加補正させていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

不老光幸委員。

○委員（不老光幸委員） 南保育所ですけれども、民間に委託しましてですね、直営のときよりも児童数が増えてきておりますね。だからこれは理解できるのですけれども、定員は90人ということになっていまして、資料を見ますと70人でこのまま推移するような感じですが、将来的にはやはり90人目指して募集を充実させるということになっていくと、もっと委託料が多分これから言うが増えていくわけですよ。まあそれはそうだろうと思います。

ただ一つ、本会議において武藤議員さんが質問された中で、現状に見合った補助金にできないかというふうなことをおっしゃっていたと思います。結論を言うと少し南保育所の委託料に対して多いのではないかと。これをどういう意味で言われたのか私もちょっとよく聞き取れなかったのですが、移行したときに4人ぐらい職員の方をそのままにされてましたよね。これは今もそうなのか、いつまでされるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（中林宗樹委員） それではですね、今不老委員のほうから保育所の入所者数、それから将来の保育委託料について、それと武藤議員の本会議の質疑の中でそれに関連する質問がありましたので、ここでそれについての武藤議員の質疑、それと今の不老委員の質問に対して答えをいただきたいと思います。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 今不老委員から言われました、点で、まず先に、今南保育所のほうに市の職員3名の派遣と一人子育て支援課付けで4名おりますが、これにつきましては、あくまでも引き継ぎ業務ということで、前年までの業務の引き継ぎということで、来年の3月をもちまして終了という形です。4月にはこちらのほうへ戻ってくるという状況でございます。

あと保育所費の関係ですが、推移のところに関しましては、今南保育所、とくに4歳5歳児につきましては、入所児童が割合的には少ないです。これが来年度になると3歳児が4歳児に移行します。3歳児につきましては、それなりに十数名の児童が入っておりますので、しばらくこの推移は今70人予定ですけども80人ぐらいに推移をして結果的には今の待機児童を考えると再来年度につきましては90人までいくのではないかとという予測は立てております。

債務負担行為の関係で質問があった分につきましては、昨年度、平成20年度の債務負担行為を設定したときに平成21年度は60名、平成22年度も60名、平成23年度も60名という形での算定の債務負担行為をお願いしたところでございます。ですが、今年度の状況としまして、先ほど申し上げ

げましたように11月現在で70名という形で、事前にお配りしております資料の3ページでございますが、委託費といたしまして、一番上の段に0歳と1、2歳、3歳、4歳、5歳の保育単価、これはあくまでも国が決めた単価でございますので、これに入所人員をかけた金額でまん中の表ですが、7,696万8,750円、これが一応今年度の入所人員の見込み、決算見込みの運営委託料という形になっております。それで、当初の金額といたしましては、5,931万3,840円という数字で、これを当初予算で提示をしておりましたので、この差額がおよそ1,700万円近くございます。こういう形でどうしても人数に沿った単価計算をして算出しておりますので、他に支出をしているということではなく、国庫基準に基づきましての運営委託の算出をさせていただいております。そのような形で平成22年度、平成23年度につきましても、入所児童の増加が見込まれますので、先ほどの債務負担行為については増額をさせていただいております。運営委託費でございますが、これも見ておわかりのように、0歳児が増えますと単価的ところがすごく違いますので、0歳児の入所によって委託費も相当増えるという形になっています。

2ページをご覧いただきたいと思いますが、各私立認可保育所の推移をここに載せております。このような形で南保育所の人数と照らし合わせたときに、見ておわかりのように7,700万円近くに対しまして、一番少ない水城保育園でも9,400万円ほどの委託料が出ております。このような状況でございますので、国庫基準に基づいた運営委託料をお支払いをしているという形でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

○委員（不老光幸委員） ありがとうございます。よくわかりました。

これはちょっと要望になるかもわかりませんが、南保育所ですね、何回か訪れましたが、施設が部分的に非常に傷んでいるというか、古いというか、そういうのがありますよね、他の私立の保育所あたりから比べて少し悪い分、是非とも来年の予算措置あたりで早急に改善されることを考慮していただけないかというふうに思うのですけどいかがでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 今ちょうど予算編成時期で、なかなか財政的に厳しい状況がありまして。緊急に必要な箇所につきましては、予算の範囲内で実施をしていきたいと思っております。

今言われましたように、もう建って33年ほどの経過がありますので、計画的に補修ができる分につきましては対応したいというふうに思っております。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 資料の1ページの上の段を見ますと、都府楼保育所が民間委譲前から委譲後で差額が約2,200万円減額と、南保育所については今回の補正予算を含んで概ね3,200万円の減額になったということだろうと思うのですよ。ただ、その下の3番ですね、保育士と入所児童数の比較を見ますと、都府楼保育所が保育士一人に対して5.415人、南保育所が今まあ4人は引き継ぎのためと言うから、委託前で見ても2.475人になっているわけですね。一人当たりの抱えている児童が倍近く少ないという状況だろうと思うのですが、例えば、今70人で定数は90人とい

うことであれば、定員90人分の保育士を抱えているということですか。そうであれば、段階的に増員していくことは考えられないのか説明願います。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 今のご質問でございますが、南保育所の場合、市との協定の中で、対定数を決めさせていただいております。その中で保育士の配置ということでさせていただいておりますが、あくまでもその協定書を遵守することを踏まえて市のほうといたしましては、先ほど申しましたように入所人員に対する委託料を支払っておりますので、後の採用等について、保育士の配置については、協定書を下回らない限りのところでの配置を法人のほうがしているという状況でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） と言うことは、人数を多く抱えようがどうしても、補助には一切関係ないと、相手の勝手ですよと、いうことでいいのですか。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） はい。運営委託についてはそういう形で運営委託料を支出しておりますので、あくまでも協定書を遵守した形での保育士の配置ということになっております。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 本会議のときに、武藤議員から質疑が出ていましたけれども、その父母負担の問題ですね。父母負担が全くないみたいなことを言われましたけれども、そういったことが事実としてあるのかということをお聞きください。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 今のご質問でございますが、給食等の主食費につきましては、本来保護者の負担ということで各園についても取っておりますが、南保育所につきましては運営主体の法人のほうでそれを負担するというところでございます。つきましては、そこについては、社会福祉法人の判断ということでお任せをしているところでございます。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 大体の金額がわかれば教えていただきたいのと、その部分は南保育所に入っておられる児童全員が対象になるのですか。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 現在のところ対象としては、みなさん全員が対象となっております。金額については、詳細を調べておりませんので、後でご報告をさせていただきたいと思っております。

○委員長（中林宗樹委員） 副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 予算編成の時期になってきていると思うのですが、保育所の児童数は今年から来年度は大体どれぐらいの増加が見込めるのか、それか減か、その点わかりましたら、予定人員で構いませんのでお願いします。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 入所の申請を12月15日から受け付けをいたすようにしております。入所申請用紙を配布をしたりもしくは、市のほうに取りに来られたりしている状況があるのですが、申請数といたしましては、今、待ちの状況が百十四、五名ありますが、申請数はこの倍ぐらい見込まれるだろうと思います。確かに5歳児が今度退園しますので、その分を考えますと、まだちょっと入所数を把握していませんので、一概には言えませんが、今年と同じような厳しい状況かなというふうには判断をしております。

○委員長（中林宗樹委員） 副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 入所者の数の増が考えられるかという、そっちだけです。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 来年度につきましては、今年度と同じです。ただし今回債務負担行為で出しておりますが、再来年度、平成23年度に向けての増といたしましては今の782人プラス120人の予定をしております。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにありませんか。なければこれで質疑を終わります。

次に、22、23ページの3項、2目扶助費について、補足説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 生活保護費20節の扶助費 1億4,264万8,000円の増額補正の内容についてご説明いたします。

生活扶助の1億4,264万8,000円につきましては、保護世帯が増加したものと、12月1日から母子加算が復活されました。それにより増額補正でございます。

それから、住宅扶助の1,150万円は、保護世帯が増えたことによるものでございます。教育扶助の62万8,000円でございますが、今年の7月から生活保護世帯におけます学習支援のための給付、学習支援費が新設されました。それにより増額でございます。この学習支援費の目的につきましては、生活保護世帯の子供たちの家庭での学習のための参考書とか問題集それから辞書、そういった一般教養図書などの購入分や課外のクラブ活動、部活動ですけれども、それに必要な費用に充てるためのものでございます。

それから医療扶助の1億572万円は保護世帯の増により増えるものと、入院等されますとかなりの医療扶助が出てきます。それに伴います増でございます。また、この事業につきましては、国庫負担金として4分の3の補助がございますので、歳入の11ページでございますけれども、8節の生活保護負担金として1億698万6,000円の補正をあわせてお願いしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 母子加算の復活の関係ですけれども、大体本市での対象になる世帯はどれぐらいあるのでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 世帯にいたしますと24世帯になります。この内訳につきましては、第1子、第2子、第3子と金額がそれぞれ違うのですが、それぞれの子供さんがおられれば、その加算がなされるということでございます。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにありませんか。なければこれで質疑を終わります。

次に、4款衛生費、1項、2目保健予防費について、補足説明を求めます。

保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） 新型インフルエンザ関係費でございますが、新型インフルエンザの予防接種が優先接種者を対象にまず医療従事者から、10月23日をもって開始されました。この予防接種は国が主体となって行われるものでございまして、その費用負担は同一医療機関で接種した場合、実費相当額として1回目3,600円、2回目2,550円、計の6,150円と、全国一律の額とされております。優先接種者のうち住民税非課税世帯と生活保護世帯にかかわる費用はその財源の2分の1を国が、4分の1を県が補助するというふうになっております。そこでこの内容に沿った予算をお願いするものでございます。なお、12月3日の定例会で武藤哲志議員から質疑が出されておりましたので、一緒にご説明させていただきたいというふうに思います。

まず、委託料でございますけれども、予防接種委託料。これは今申し上げましたとおり、優先接種者のうち住民税非課税世帯と生活保護世帯対象者6,600人に対応する額でございます。

それから、予防接種電算業務委託料でございますけれども、これは住民税非課税世帯と生活保護世帯で接種を希望される場合は、医療機関に市が発行した証明書を持って行って無料で受けるという仕組みになっておりまして、その窓口の混雑をできるだけなくすように、そして正確かつ迅速にできるようにするものでございます。現在は手書きで発行しております。

続きまして、19節の新型インフルエンザ予防接種費用助成金でございますけれども、予防接種は全国の接種医療機関でできますことから、住民税非課税世帯、生活保護世帯の方が県外等で接種した場合は、自己負担が生じますので、その費用を本人に償還払いすることになります。その人数を200人と見込んでいますところでございます。歳入と関連いたします。歳入は13ページでございます。衛生費県補助金の保健衛生費補助金の3,130万8,000円ですけれど、今申し上げましたように接種費用に対応する委託料、助成金の合計額に対応する補助金でございまして、国が2分の1、県が4分の1というふうになっています。

それから、対象者への個人通知のご質問があつておりましたので、ご説明をいたしますけれども、自己負担金の免除通知書というふうに名称はしておりまして、その証明書を持って行って医療機関で受けるわけですが、この証明書を医療機関が市に費用請求する場合、6,150円と合計すればなりますが、問診票の写しと一緒に市にその証明を付けて請求するというふうに仕組みとしてなされております。そこで通知の関係ですけれども今回の予防接種そのものが予防接種法に基づく社会防衛的なものではございませんで、個人の重症化の防止が主たる目的となっております。厚生労働省の通知では、ワクチン接種はあくまで個人の意思を尊重する。個人の意思を軽視して強制

的に接種することがないように留意するとされております。このようなことから、接種対象者は接種の努力義務はございませんで、通知を行えば接種勧奨となりかねないというふうに考えております。そこで、周知は今広報でいたしておりますけれども、同様の中身、接種スケジュール、料金を載せたチラシを保育所、幼稚園それから小学校には11月初め、それから今週というふうに2回配布をしているところでございます。また、母子健康手帳の交付時とか、乳幼児健診、相談のときにも随時手渡しをして周知をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

不老光幸委員。

○委員（不老光幸委員） 説明は今よくわかりました。3日の本会議で武藤哲志議員が質問されていた中学校までのお子さんには市の負担で接種できないかということをおっしゃっていたのですが、その件のご返答をお願いします。

○委員長（中林宗樹委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） 1歳以上義務教育期間の中学生までといたしますと、およそ9,800人対象者がいらっしゃいまして、これに6,150円を乗じるわけですが、概ね6,000万円ぐらいになります。現段階では国が示しておりますようなところで、かなりの市町村が全国的にやっておりますことから、現段階ではこの中身で考えているところでございます。

○委員長（中林宗樹委員） 副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 生活保護世帯が何世帯か、住民税非課税世帯が何世帯か12月1日現在でよろしいですから現在のところどういうふうになっていますか。

○委員長（中林宗樹委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） 優先接種者とかを限らずに対象者の数から言いますと、非課税世帯の対象者が1万2,770人、生活保護世帯で450人いらっしゃいまして、この方のいわゆる優先接種者というふうになりますと、先ほど申しましたように、合わせたところで考えておりますけれども6,600人という形でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 関連することがありますので、国保年金課長に伺いますけれども、予防接種の関係で、国保の保険証の交付の問題で、法律が改正されたときに小中学生までは救済の対象になりまいけれども、その後高校生のところは救済の対象から外れているという実態がありますけれども9月に厚生労働省が高校生に対しても今回の新型インフルエンザの問題については緊急的な対応として短期被保険者証を交付しても差し支えないという内容の通達が出ていると思うのですが、それに対する対応はどのように取られているのでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 新型インフルエンザ重症化防止のための措置といたしましては、現時

点で経済的な理由により分割納付ができず、医療機関で受診する必要がある場合は緊急的な対応としまして高校生も含めまして短期被保険者証の交付を行っております。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 大体対象になる世帯、私が持っている資料では14人というのがあるのですが、それからの増減というのがありますか。

○委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 11月末での資格証明書交付世帯の高校生の人数といたしましては、28人となっております。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 補助対象者の証明書の発行ですけれども、かかったときは急いで行きたいと思うのですよね。接種の無料証明書を出すのでしょ。だから、それをまず先にとって、医療機関に行くということでしょ。だから家族が何人かいれば、手分けしてあれですけど、まずかかれば病院に連れて行きたいのが人情だと思うのですが、医療機関と電話でやりとりして証明書は出せるんだと、患者さんを家に連れて帰った後に事後手続きになりますけど、そういう方法はとられないのかどうか。

それから、今現在接種は何人かされていると思うのですが、このワクチンは治験が不十分のまま見切り発車みたいにやっているのですよね。その事故報告が海外ではあって、国としては調査するみたいに言っていましたけれども、今のところ太宰府市ではそういう事故報告はあってないのかどうか。

その点お願いします。

○委員長（中林宗樹委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） 最初の証明書の事後手続きの関係ですが、確かに先に接種をなさって、どうしたらいいかという問い合わせもございますので、そういう場合、もし医療機関との話しのやりとりができるのであれば、証明書を事後で持って行っていただいて、そこで料金を返していただくということが一つありますし、それが医療機関にできない場合は、先ほど予算の中で申し上げましたように、後で償還払いという手続き、両方とも取れるようにしておりますから、そこは柔軟に対応したいと思っております。

それから、治験の関係でございますけれども、確かにそういう報告もございますが、現段階では、厚労省としてもはっきりしたものが出せていない状況ですので、もうしばらく経過を見るといって今あります。はっきり因果関係までは認められないというところまでで、太宰府市での報告は今のところございません。

○委員長（中林宗樹委員） ここで、11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時08分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時19分

○委員長（中林宗樹委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど、ルミナスと体育センターの受付の関係で人権政策課長のほうより回答したいということで申し出が 있습니다ので、これを許可します。

人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三雄） 体育センター受付業務につきましては、女性センタールミナスの指定管理仕様書に含めておりました、ルミナスのほうで業務をし、体育センターの委託と重なるというものではございません。以上でございます。

（高齢者支援課長「はい、委員長」と呼ぶ）

○委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 先ほど社会福祉協議会の人数を言われてましたので、ご報告申し上げます。

正職員、嘱託・臨時職員を入れて全部で14人です。それでこの14人の中には市からの出向の係長、事務局長、理事長は入っていません。職員としては14人でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 先ほど藤井雅之委員からご質問を受けておりました、食費関係、保護者の負担金ですが、月大体700円程度ということでございます。

○委員長（中林宗樹委員） それでは、審査に戻ります。

新型インフルエンザ予防接種については以上で質疑を終わります。

次に、同じく、3項、1目上水道施設費について、補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（松本芳生） 公営企業関係費の32万6,000円についてご説明申し上げます。

これは、本年8月20日付けで、福岡地区水道企業団のほうから各構成団体、8市9町1企業団になりますが、それ宛てに繰出し金の予定額の変更についてという通知に基づきまして、今回補正をお願いするものでございます。

まず、24節の投資及び出資金でございますけれども、これは福岡地区水道企業団が行います建設改良費の建設時の負担、それと過去に行いました建設改良費の償還金の元金に当たる部分の負担をここに計上するものでございます。

次の繰出し金でございますけれども、これは過去の建設改良費の償還金の利息に当たる部分です。それが繰出し金として予算計上しているものでございます。

今回、建設時におきます建設改良費、これが2,140万円の増額になりまして、太宰府市の負担割合が4.03%となっております。その金額でちょうど80万円ということになります。それから過去の建設改良に合わせた企業債の元利償還金につきまして、企業団のほうで繰り上げ償還を行いました関係で元金が6万円増額しまして、利息のほうは53万4,000円減額になったということでございます。

関連いたしますので歳入の15ページをお開きいただきたいと思います。一般会計出資金、80万

円を増額するものでございます。これは先ほどの建設改良時の80万円の増額、100%の起債充当率がありますので80万円を出資債として起債するものでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。なければこれで質疑を終わります。

次に、26、27ページの 10款教育費、1項、5目幼稚園費について、執行部からの補足説明を求めます。

子育て支援課長

○子育て支援課長（原田治親） 10款、1項、5目、19節幼稚園就園奨励関係費でございますが、今回補助単価が大きく改正されたことによるものでございまして、1,086万4,000円を追加補正させていただきます。歳入が関連いたします。11ページをお願いいたします。一番下段になります。14款、2項、4目、5節幼稚園就園奨励費補助金の国庫補助金でございますが、歳出予算の増に伴う増額ということで補正をさせていただくものでございます。

以上です。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） なければこれで質疑を終わります。

以上で歳出を終わります。

次に、歳入に入りますが、歳入につきましては、先ほどの歳出審査の中で同時説明していただきました。

何かほかにも補足説明がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 以上で、歳入を終わります。

歳入歳出全般で、執行部より追加で補足説明はありますでしょうか。

ないようですので、歳入、歳出全般について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 最後に、補正予算書の5ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正の「追加」について、補足説明をお願いします。

老人福祉センター、高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 債務負担行為につきましては、老人福祉センター指定管理料といたしまして、期間が平成22年度から平成23年度で2,103万5,000円を追加するものでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 次に、私立保育所創設補助金について、子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 債務負担行為の私立保育所創設補助金でございますが、これは10月

の定例議員協議会でご報告させていただいておりましたが、国の安心こども基金による緊急整備事業として平成22年度に私立保育園の建設、平成23年度に開園していただくもので、平成21年度中に事業者の選考をしておく必要があることから補助金として1億3,365万円を限度額として設定させていただくものでございます。

○委員長（中林宗樹委員） 次に女性センタールミナスについて、人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三雄） 女性センタールミナス指定管理料につきましては、先ほどの議案第94号で説明いたしました平成22年度、23年度の2年間の指定管理料3,857万8,000円を計上させていただいているものでございます。

○委員長（中林宗樹委員） 次に、債務負担行為限度額の変更ということで、南保育所保育業務委託料の変更がありますが、これは先ほど説明していただいておりますので、省略したいと思います。

以上で説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 私立保育所創設補助金でございますが、これは社会福祉法人という限定の中で募集されていると思うのですが、現在のところ申請はあったのでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 募集段階で申請のほうがございます。

今回この債務負担行為の変更を受けまして、議決をいただきまして、選考委員会並びに決定をかけていきたいと思っています。

○委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員。

○委員（原田久美子委員） 安部啓治委員の質問に関連してですが、10月13日に執行部からの報告で、法人に対し公募をかけるということで、いつから公募にかけているのか、公募をされたのか質問します。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 公募につきましては、10月13日の全員協議会でご説明をした後、11月3日から11月30日にかけて公募をかけております。公募につきましては、太宰府市内並びに旧筑紫郡3市1町の保育所を実際に運営してある社会福祉法人のほうに直接郵送でご案内を差し上げているところでございます。

○委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員。

○委員（原田久美子委員） 公募にかけたということは、その時に私がどういうふうな形で公募をかけるのか聞いておけばよかったのですが、今になって質問するのはおかしいと思いますが、その時に債務負担というのが建物だけになるのか、土地も含むのかということ聞いてなかったので、債務負担行為の内容を説明してください。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 今回国庫補助基準に基づきまして、土地については対象となっております。

りません。ですから建設、設計、備品関係を含めたところでの補助基準額に基づいた債務負担行為ということでございます。

○委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員。

○委員（原田久美子委員） 土地を持っているというのが前提になってくるとは思いますけれども、平成22年度に建設予定となってくると、前倒しで考えると一定の土地を持っておかななくてはならないという社会福祉法人に対して、何カ所公募の書類を出されたのか聞かせていただいてよろしいですか。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） まだ、債務負担行為の議決を受けておりませんが、応募といたしましては、一社会福祉法人が応募をしております。

○委員長（中林宗樹委員） いや、案内を出したのは何カ所かということですよ。  
子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 失礼いたしました。案内につきましては、筑紫地区内の24の社会福祉法人です。太宰府市内も含めまして24の社会福祉法人に案内をしております。

○委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員。

○委員（原田久美子委員） 結局、新設の社会福祉法人に対しての配慮はなかったのでしょうか。  
認可予定の法人は考えられなかったのかをお聞きします。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 新規の社会福祉法人につきましては、10月の全員協議会及び公募の時点で県のほうにも協議に参ったのですが、新規についてはもう間に合わないという状況がございましたので、既存の社会福祉法人のほうに依頼をしたところでございます。

○委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員。

○委員（原田久美子委員） 今から建設のほうに入っていられると思いますけれども、今、一社会福祉法人が応募なさっているということですけど、一法人しか応募がなければ、その法人になると思いますけれども、まだほかに2つ3つ出た場合の入札の時期というのはいつごろを予定しておられるのかをお聞きします。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 今回ののは、あくまでも社会福祉法人の私立認可の保育所になりますので、選考委員会を開きまして中身の精査を行います、入札という形にはならないというふう考えております。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） この保育所ができますと、待機児童は見込みですけど、どれぐらいになるとお考えですか。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 先ほども申し上げましたように、今申請受け付けをしておりますが、

相当数の申請者がおられるというのを把握しております。それで、平成23年度に開設を行いまして、待機児童数につきましては、だいぶ緩和されると思いますが、あくまでも年齢別のところで行きますと0歳から2歳までの待機児童が待機児童数の約6割から7割を占めていますので、なかなか1園できて、しばらくはいいのでしょうか、また待機児童の増というのは見込まれるのではないかと考えております。

ちなみに定数でございますが、大体年齢別に20人ぐらいを想定いたしまして考えております。

○委員長（中林宗樹委員） 以上で、説明、質疑はすべて終わります。

ここで、お諮りします。

本会議の第2日目において、武藤哲志議員より南保育所の業務委託料についての現地視察をしたらどうかという意見が出されておりましたけれども、いかがいたしましょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 今年の8月に施設を見学したばかりでございますので、もう一度再認識のために見る必要はないと思います。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 副委員長が言われたとおりでありますし、今日、これだけの資料を揃えていただいていますので、これでいいのではないかとと思います。

○委員長（中林宗樹委員） はい、今現地視察はもういいのではないかとこのことですが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） それでは、現地視察はしないということで決定いたしました。

これから議案第98号について討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第98号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） はい全員挙手です。

したがって、議案第98号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午後1時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第99号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第4、議案第99号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

補正予算書31ページから41ページにおける主な補正内容について、これから執行部に補足説明を求めます。

国保年金課長

○国保年金課長（坂口 進） 補正予算書の31ページをお開き願いたいと思います。

今回の補正につきましては、1,887万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億6,384万7,000円とさせていただくものでございます。

事項別明細で説明させていただきます。

まず、歳出でございます。

38ページの2款1項3目一般被保険者療養費の補正でございますが、療養費の決算見込み額を算定したところ不足を生じますことから278万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に4項1目出産育児一時金の補正につきましては、一般会計のところの説明をさせていただきましたけれども、法改正により出産育児一時金が10月から4万円引き上げられたことで、当初予算に不足を生じますので216万円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、3款1項1目後期高齢者支援金の補正ですが、額が確定しましたので、2,114万2,000円の追加補正をするものでございます。

5款1項1目老人保健医療費拠出金につきましては、国庫支出金の支出額を参考に拠出金の決算見込み額の算定を行いまして、当初予算額から減額できる1,431万1,000円の補正をお願いするものでございます。

6款1項1目介護納付金は、介護報酬の改定に伴い介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付措置がありましたので、一般財源を国庫支出金へ財源更正するものでございます。

次に40ページの11款1項2目償還金、療養給付費等国庫負担金精算返還金でございますが、返還額の確定により不足額1,563万8,000円の追加補正でございます。同じく、調整交付金等国庫補助金精算返還金につきましても額が確定したことで12万1,000円を返還するために同額の補正をお願いするものでございます。

次に13款1項1目前年度繰上充用金につきましては、決算見込み額で計上しておりましたが、平成20年度の決算額が確定しましたので、865万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

36ページをお開き願いたいと思います。2款1項1目療養給付費等負担金の補正でございますが、歳出のところの説明しました後期高齢者支援金の増額に伴い2,114万2,000円の交付措置がありましたので、追加補正をさせていただくものでございます。

次に2款2項3目出産育児一時金補助金につきましては、法改正による出産育児一時金の増額の2分の1が国庫補助となっておりますので、歳出補正額216万円のうち補助金108万円の追加補正をお願いするものでございます。

同じく4目、介護従事者処遇改善臨時特例交付金につきましては、介護報酬の改定に伴い国民健康保険税の介護納付金分の上昇を避けるため458万9,000円の臨時特例交付金が交付されましたので追加補正を行うこのでございます。

次に8款1項1目一般会計繰入金ですが、引き上げられました出産育児一時金の2分の1のうち3分の2は一般会計からの法定繰入でございますので、同じく歳出補正額216万円のうち72万円の追加補正を行うものがございます。

10款2項6目歳入欠かん補填収入は、決算見込み額で計上しておりました平成20年度の決算額が確定しましたので865万2,000円の減額補正をお願いするものがございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 今回後期高齢者の請願も出ておりますし、後期高齢者の最低と最高の個人負担、所得によって違うと思いますが、大体いくらで設定されているのですか。

○委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長

○国保年金課長（坂口 進） 最低、最高の資料は今手元に持っておりませんが、課税限度額といたしましては、12万円が上限となっております。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第99号を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第99号「平成21年度 太宰府市国民健康保険事業 特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午後1時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第100号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第5、議案第100号「平成21年度太宰府市介護保険事業 特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

補正予算書43ページから67ページにおける主な補正内容について、これから執行部に補足説明

を求めます。

高齢者支援課長

○高齢者支援課長（古野洋敏） それでは、54、55ページをもとにご説明申し上げます。

まず、歳出、1款総務費、総務管理費、一般管理費の庶務関係費、負担金、補助及び交付金、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金、1,744万2,000円、これは国の補助制度でグループホームでスプリンクラーを付ける補助制度でございます。

今回4カ所から申請がありまして4カ所とも通りました。それで1,744万2,000円を計上しております。ちなみにこの歳入につきましては、50ページ51ページの2款2項8目の中で国庫補助金として同じ額を計上しているところでございます。

次に、償還金、利子及び割引料、これにつきましては、介護給付費負担金精算返還金、国庫分が3,476万8,000円、返還金の県費分が113万8,000円。次が地域支援事業交付金精算返還金、国庫分が277万円、県費分が138万5,000円を計上しているところでございます。

次に2款保険給付費、介護サービス等諸費、この2款につきましては、今年度の上半期をもとに精査いたしまして組み替えをしている状況でございます。

まず、1目の居宅介護サービス給付費、これの介護報酬給付費を7,800万円増額しているものでございます。2目特例居宅介護サービス給付費につきましては、50万円の減でございます。

3目地域密着型介護サービス給付費これにつきましては介護報酬給付費を3,000万円増額しているところでございます。4目特例地域密着型特例給付費、これの介護給付費を50万円減額しているところでございます。5目施設介護サービス給付費の介護報酬給付費を4,000万円減額しているところでございます。

次に6目特例施設介護サービス給付費、これにつきましては介護報酬給付費を50万円減額しているところでございます。9目居宅介護サービス計画給付費、これにつきましては介護報酬給付費を250万円増額しているところでございます。次10目特例居宅介護サービス計画給付費の介護給付費を50万円減額しているところでございます。

続きまして2款2項介護予防サービス等諸費、これも上半期を見込んで組み替えしている状況でございます。1目介護予防サービス給付費、介護報酬給付費を1,500万円増額しているところでございます。2目特例介護予防サービス給付費これの給付費につきましては50万円の減額でございます。7目介護予防サービス計画給付費、これにつきましては給付費を300万円減額しているところでございます。8目特例介護予防サービス計画給付費、これの給付費につきましては、50万円減額しているところでございます。

次に2款4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費ですけれども、これにつきましては、サービス費といたしまして200万円減額しているところでございます。

次に2款6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費につきましては、150万円の増額でございます。次に2目特例特定入所者介護サービス費、これについては50万円の減額でございます。

次に3款2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、これにつきましては包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の中の需用費、消耗品、これは先ほども申しましたけれども、椅子等の部分で消耗品の購入で36万円、それと電話料、やはり利用者が多くなりましたので電話で連絡をお互いに頻繁に取りあっていますので、その電話料を18万円増額しているところでございます。

次に66、67ページ。介護サービス事業勘定でございます。

これにつきましてはまず、基本的に歳入が介護予防サービス計画費収入といたしまして、サービスの計画書をつくる件数が当初の計画より増えました。それに基づきまして、サービス計画収入を154万円増額しているところでございます。ちなみにプランをつくった場合は、1件大体4,120円入ってきます。初回のプランというのが大体3,000円入ってきます。一般的には4,120円ですけども、初回の場合はプラン作成と初回が入りますので、大体7,120円収入が入ってくるということです。当初は1,646万円予定していたのですけども、154万円を増額することにいたしております。

歳出につきましては、1款1項1目一般管理費といたしましてケアプラン作成委託料これはケアプランを今委託している部分がございます。そこに部分に対して100万円増額しているものでございます。内訳は、1件当たり4,120円でプランができますが、包括支援センターでいろいろ業務がいろいろありますので、事業者には3,620円を支払っています。これはすべて国保連の関係ですけども、包括支援センターをとおして請求をして包括支援センターのほうからまた支払いをするような形をとっております。

あと2款1項繰出金ですが、1目保険事業勘定繰出金として54万円を計上しております。事業勘定というのは、歳入と歳出を0にしなければ、いろいろ税的な部分で収益事業になってきますので、これを0にするために保険事業のほうへ54万円を繰り出して0にあわせているところでございます。以上です。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

ないようでしたら私のほうから一つ。

2款1項5目施設介護サービス給付費が4,000万円の減額になっていますが、これは何か数字の何かがあるのですか。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 基本的に当初の部分は平成20年度の実績に基づいて、それぞれこれは施設によって組分けが決まっています。内訳はいっぱいあるのですが、1目が居宅の関係ですから居宅の關係の事業所とかという形で、施設ごととか事業所という形で当初組分けをしています。それで上半期の状況でここが大幅に減ってきましたから、この状況は実態ですので、どういう状況でここが減ってきたというのはまだ把握しておりません。あくまで上半期の状況で下半期を予測して組み替えをしているものですから、だから上半期の予測が若干見誤っていたといっ

た状況と判断してもらえれば結構だと思います。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第100号を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第100号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時56分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6から日程第10まで一括審査

○委員長（中林宗樹委員） ここで、お諮りします。

日程第6、議案第105号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」から日程第10、議案第109号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」までを、一括議題とし、執行部より一括して説明を受けた後、一括して質疑を行い、議案ごとに討論・採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

それでは、執行部より、一括して簡潔に補足説明をお願いいたします。

福祉課長

○福祉課長（宮原 仁） 議案第105号から議案第109号まででございますが、環境厚生常任委員会所管分につきましては、私のほうから一括してご説明申し上げます。

これはすでに11月30日の本会議で条例が可決されておりまして、それに伴うものでございます。

今回の職員給与費の補正でございますけれども、2節給料、3節職員手当、4節共済費につきましては予算編成時にそれぞれの部署の職員数を見込んで計上いたしておりましたけれども、その後7月に人事異動、それから10月に人事異動がなされたため調整が必要となりました。その調整額と今回の人事院勧告に基づく職員の給与の改定に伴う額をあわせて今回補正をお願いしているものでございます。以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中林宗樹委員) これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

○委員長(中林宗樹委員) 議案第105号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」
討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中林宗樹委員) これで討論を終わります。採決を行います。

議案第105号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(中林宗樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第105号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」の
当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時59分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(中林宗樹委員) 議案第106号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第  
4号)について」討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中林宗樹委員) これで討論を終わります。採決を行います。

議案第106号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(中林宗樹委員) 全員(大多数)挙手です。

したがって、議案第106号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)  
について」は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時59分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(中林宗樹委員) 議案第107号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第2号)
について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中林宗樹委員) これで討論を終わります。採決を行います。

議案第107号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(中林宗樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第107号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第2号)について」

は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午後0時00分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） 議案第108号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。採決を行います。

議案第108号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第108号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午後0時00分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） 議案第109号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。採決を行います。

議案第109号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第109号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午後0時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） ここで、午後1時まで休憩します。

休憩 午後0時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時

○委員長（中林宗樹委員） 休憩前に引き続き再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 請願第6号 2010年度年金の確保に関する請願

○委員長（中林宗樹委員） 日程第11、請願第6号「2010年度年金の確保に関する請願」を議題いたします。

本請願の協議に入ります前に、本請願の紹介議員となっています藤井雅之委員がいらっしゃい

ますので、何か補足があればお願いします。

藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 特別ありません。

○委員長（中林宗樹委員） それでは、ただ今から、協議に入ります。

委員の皆さんから ご意見は ありませんか。

副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 趣旨は私もよく理解できるのですよね。生活苦というのは誰でもしたくない問題ですから。しかし、昨日から今日にかけて、税収は36兆9,000億円ですか、それから国債が53兆円、結局税収よりも借金するほうが多くなってきている時代ですね。これを後世に残していくというふうにもなってくるし、痛みはともに今のところ分かち合っているほうがいいのではなからうかと思しますので、この請願は、趣旨としてはよく理解できますけれどもこれ以上借金地獄にしたらいけないということで反対をいたします。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 一部副委員長と重なるところもありますが、私自身も年金世代となって非常に切実なものがあるのですが、しかしながら今回の政府の事業仕分けの成果は期待ほど上がらず、予算規模、国債依存度も抑えられない状況と思われる中、今少し政府の決断、景気動向を見ていきたいところから、今回は継続審査にすることを望みます。

○委員長（中林宗樹委員） ただ今、安部啓治委員から継続審査でどうかという意見がありました。お諮りします。

請願第6号について、ただ今の動議のとおり継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 大多数挙手です。

したがって、請願第6号については、継続審査すべきものと決定いたしました。

〈継続審査 賛成4名、反対1名 午後1時3分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 請願第7号 後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願

○委員長（中林宗樹委員） 日程第12、請願第7号「後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願」を議題といたします。

本請願の協議に入ります前に、本請願の紹介議員となっています藤井雅之委員がいらっしゃいますので、何か補足があればお願いします。

藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） ありません。

○委員長（中林宗樹委員） それでは、協議に入ります。

委員の皆さんから ご意見はございませんか。

原田久美子委員

○委員（原田久美子委員） この即時廃止ということにつきましては、現場に大きな負担がかかるのではないかと考えております。この後期高齢者医療制度が始まったときのことを考えますとそれに対する運営の主体となる市町村では、徴収システム新設とかの窓口業務に対して、職員の皆さんが研修などを行って大変なご苦勞をされたと思います。それに対してそういうのをまた多額の投資で準備してきたということもありますので、そういうふうな費用がまた同じぐらいかかるということになりますので、今一度もう少しこの分については、もう少し煮詰めるべきだと考えまして反対意見とさせていただきます。

○委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

○委員（不老光幸委員） ちょっと確認ですが、この後期高齢者医療制度については、今の政府としては廃止というか、その方向にするというふうに方向性を打ち出してあるのではないかと思うのですよね。そして手続き上、いろいろな面で何年かかかるのですよというふうなことが報道されていたと思うのですが、どなたかこうですよと言える方があればお聞かせ願えませんか。

○委員長（中林宗樹委員） 私のほうからいいですか。これ新聞報道、マスコミ等の報道ですけども私が聞いている範囲で意見を言わせていただきますと、今の民主党政権では即時廃止はしないと。ただ見直しをして、次にどういう制度をつくるか、それに何年かかけて、それができたら廃止するというような報道がなされていると私は思っておりますけれど。ですから即廃止ということとは出してないということで、しばらく様子を見ようかというのが政府の見解ではないかと思えます。

これについて執行部に答えを求めるのは酷かと思しますのでいいです。

（不老光幸委員「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 広域連合のこの保険料の見直しに関すること一点だけについて執行部に確認させてもらいたいのですがよろしいですか。

○委員長（中林宗樹委員） はい。

○委員（藤井雅之委員） すみません。わかる範囲でご答弁いただきたいのですが、保険料の見直しが控えていますけれども、福岡県のほうの広域連合ではどういう状況かというのを、来年4月以降の状況とか、今話がきている範囲で可能ならばお聞かせいただけませんか。

○委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進委員） 広域連合では、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されて平成20年度の決算状況の最終的な詰めをやっている状況です。それとあと平成21年度の執行状況、また見込みですね、そういったものを今試算している状況で、まだ確定はしていませんけれども確かに高齢化に伴いまして医療費は高騰していると、だから医療費の中では非常に難しい状況にはなっているというところの話は聞いております。どれぐらいをどうする、また据え置きのか上げののかいう手法につきましては、こちらのほうにまだ最終的なものは来ておりません。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中林宗樹委員) これで協議を終わります。

討論はありませんか。

藤井雅之委員

○委員(藤井雅之委員) 紹介議員としまして採択を求めて討論させていただきますが、直近の衆議院選挙で行われた民意では民主党はこの後期高齢者医療制度については即時廃止をあげて総選挙であれだけの勝利を得ております。直近の民意という部分では廃止を求める声というのは総選挙で示されている部分もあると思います。今議論の中でありましたけれども若干新政権になって事態が当初の即時廃止ということから後退しているという部分では残念な状況はあるのですが、その民意を直接私たちが受け止めるとしたら、この後期高齢者医療制度を即時廃止というのは多くの皆さんの民意にこたえるという形であると思いますので重ねて請願を採択していただきまして意見書の提出をお願いしまして討論を終わります。

○委員長(中林宗樹委員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中林宗樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第7号、「後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願」を採択することに賛成の方は、挙手願います。

(少数挙手)

○委員長(中林宗樹委員) 少数挙手です。したがって、請願第7号は、不採択とすべきものと決定しました。

〈不採択 賛成1名、反対4名 午後1時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 請願第8号 有床診療所の存続と活用を国に求める事に関する請願

○委員長(中林宗樹委員) 日程第13、請願第8号「有床診療所の存続と活用を国に求める事に関する請願」を議題といたします。

本請願の協議に入ります前に、本請願の紹介議員となっています安部啓治委員がいらっしゃいますので、何か補足があればお願いします。

安部啓治委員。

○委員(安部啓治委員) 紹介議員の渡辺議員が趣旨説明をされましたが、一部重複するかもしれませんが、たとえば現在の総分娩数の実に47%を有床診療所が担っている状況の中にあって、毎年約1,000の診療所が病床閉鎖を余儀なくされている現実があるということです。

有床診療所の有用性としては、病院に行くほど重症ではないケース、病院への入院待機、病院退院後の後療法が必要なケース、在宅療養中に急性憎悪をきたした場合、介護者不在あるいは老老介護で自宅での生活が不可能な人、自宅で見取りが困難な終末期の人等々幅広い患者層が現実

に存在するという事です。以上の理由により本請願の採択を強く願うわけでございます。補足でございますけれども中医協でも病院とほぼ同じ役割を果たしているとの指摘、地域の安全網としての機能をもっと評価すべきだとの意見が相次いだようです。

どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（中林宗樹委員） ありがとうございます。

それでは、ただ今から、協議に入ります。

委員の皆さんから ご意見は ありませんか。

副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 入院料が低く設定されているということを書いてあるのですよね。それによって病床が減っているのかという問題があるのです。それで、それに対抗するように2番目に入院基本料の全体的な引き上げということが出てきているのですよね。病床を減らすというのは反対です。ただ入院基本料がまた引き上げられるということは、また医療費等の我々の負担が大きくなるということですね。ここは二つ一緒になっているから、ちょうど中間をとったほうがいいなと思って、ちょっと困っているのですけどね。この「全体的な引き上げ等」がなければ、私はこのまま賛成しやすいのですけど。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 実際病院と診療所の診療報酬の格差が今日の現状を招いているわけで、その格差是正を訴えているわけで、相対的な医療費総額は国がその中で配分を決めるわけですから、それは全体の医療費の値上げにはつながらないと思っております。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで協議を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。請願第8号「有床診療所の存続と活用を国に求める事に関する請願」を採択することに賛成の方は、挙手願います。

（ 全員挙手 ）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。したがって、請願第8号は、採択すべきものと決定しました。

〈採択 賛成5名、反対0名 午後1時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） ただいま委員会採択が決定いたしました請願につきましては、衆参両院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣あてに意見書の提出が要望されています。意見書案が出されております。

ただ今より、意見書案の協議に入る前に暫時休憩とします。

休憩 午後 1 時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 1 時18分

○委員長（中林宗樹委員） それでは、休憩前に引き続き会議をはじめます。

配付されました意見書案の取り扱いについて協議をいたします。

資料では「有床診療所の存続と活用に向けた対策を求める要望書（案）」となっておりますけれども、これは一番下に「以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。」となっておりますので、この資料は要望書になってはいますが、意見書ということで取り扱いをいたしますのでそれではよろしくお願いいたします。

それでは、内容について何かご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） それでは、この内容で決定しました。

それでは次に提出者を決定したいと思います。本会議に上程するにあたって、提出者が必要ですので慣例では一般的に副委員長が提出者になるということでございますので、安部陽副委員長よろしいでしょうか。

○副委員長（安部 陽委員） わかりました。

○委員長（中林宗樹委員） 提出者は安部陽副委員長に決定いたしました。

よろしくお願いいたします。

それでは、賛成議員につきましては、議長である不老光幸委員は賛成者になれないということですので、ほかの委員さん4名、原田久美子委員、藤井雅之委員、安部啓治委員、中林を賛成者として12月17日の本会議に上程いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 4 請願第 9 号 夫婦別姓に関し慎重な対応を求める請願

○委員長（中林宗樹委員） 日程第14、請願第9号「夫婦別姓に関し慎重な対応を求める請願」を議題といたします。

本請願の協議に入ります前に、本請願の紹介議員となっています安部陽委員がいらっしゃいますので、何か補足があればお願いします。

安部陽委員。

○副委員長（安部 陽委員） 再度確認のような形になりますけど、やはり夫婦別姓にした場合は、まず家族が壊れるという心配、相続の場合でもどちらの姓で相続していくのか、あるいは子供が生まれたときに父の姓をとるのか母の姓をとるのか、そういう子供の取り引きの問題だとか、家族構成が全面的に壊されるというようなことで、この請願を出したわけでございます。

以上の点でひとつよろしく審議をお願いします。

○委員長（中林宗樹委員） ありがとうございます。

それでは、ただ今から、協議に入ります。

委員の皆さんから ご意見は ありませんか。

藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 今、副委員長のほうから提出者としての意見もありましたけれども、実際にこれが事実上の部分で導入というか夫婦それぞれの別姓をとられているような通称という部分で捉えているところも現実の問題にはあるかと思うのですが、そういった部分も含めて一定期間として、そういったところがどうなのかということも、この請願の趣旨等調査をしていくほうが、時間をかけるほうがいいのではないかと思いますので、継続審査という形がいいのではないかと思います。

○委員長（中林宗樹委員） ただ今、藤井雅之委員から、継続審査との意見が出されました。

お諮りします。請願第9号については、ただいまの動議のとおり、継続審査と決定することに賛成の方は、挙手願います。

(少数挙手)

○委員長（中林宗樹委員） 少数挙手です。したがって、請願第9号を継続審査とすることは否決されました。

〈否決 賛成1名、反対4名 午後1時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） 引き続き、請願第9号の審査を行います。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 今継続審査という意見もあったわけですが、慎重な対応を求める請願ですので、私自身はまったく同感であり採択すべきと考えております。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（中林宗樹委員） これで協議を終わります。

討論はありませんか。

藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 夫婦別姓の導入賛成の立場で、この請願に反対の立場で討論いたしますが、この間、参議院の法務委員会におきましても千葉法務大臣は「選択的夫婦別姓制度の導入というのを強く実施していきたい。とくに女性の中にあるこれまで慣れ親しんできた名称を結婚後も引き続き使っていきたいという思いにこたえるために全力を尽くしていく」ということをこの間の国会審議の中でも述べておりますし、そういった同姓を強制するというのは人格権の侵害であるということも指摘されております。私はこの請願には反対を表明いたします。

○委員長（中林宗樹委員） ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。請願第9号「夫婦別姓に関し慎重な対応を求める請願」を採択することに賛成の方は、挙手願います。

(大多数挙手)

○委員長(中林宗樹委員) 大多数挙手です。したがって、請願第9号は、採択すべきものと決定しました。

〈採択 賛成4名、反対1名 午後1時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(中林宗樹委員) ただいま委員会採択が決定いたしました請願につきましては、内閣総理大臣、法務大臣、衆参両院議長あてに意見書の提出が要望されています。

意見書案が出されておりますのでその意見書案についての協議をお願いします。

何かご意見ありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中林宗樹委員) 意見書を資料のとおりと決定いたします。

次に提出者の決定を行います。提出者につきましては、先ほどの請願と同じで、一般的に副委員長が提出者となりますので、安部陽副委員長よろしく願いいたします。

本意見書に対する賛成者は、原田久美子委員、安部啓治委員、中林で、12月17日の本会議に上程いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 意見書第4号エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書

○委員長(中林宗樹委員) 日程第15、意見書第4号「エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書」を議題とします。

本意見書の提出理由は先の本会議にて、提出者の清水章一議員が述べられたとおりであります。

本意見書について、委員の皆さんから意見をお伺いします。ご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中林宗樹委員) これで協議を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中林宗樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第4号「エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書」を原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(中林宗樹委員) 全員挙手です。

したがって、意見書4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午後1時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了しました。

ここで、お諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び、閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会します。

閉会 午後1時28分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成21年2月23日

環境厚生常任委員会 委員長 中 林 宗 樹